

# 通所リハビリテーション料金表

## 1. 基本料金

利用時間	介護度	利用料金(総額)	自己負担額(1割)
6時間以上 7時間未満	要介護1	7,272円	727円
	要介護2	8,644円	864円
	要介護3	9,977円	998円
	要介護4	11,563円	1,156円
	要介護5	13,119円	1,312円

## 2. 加算等料金

加算の名称	説明	利用料金(総額)	自己負担額(1割)
入浴介助加算Ⅰ	医師等が居宅を訪問し、動作及び浴室の環境を評価し、理学療法士、作業療法士が個別の入浴計画を作成する。	406円	41円 / 日
リハビリテーションマネジメント加算 口	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に会議を開催・評価し、必要に応じて当該計画を見直して厚生労働省に提出した場合に算定。	6か月以内 6,030円 6か月超 2,776円	6か月以内 603円/月 6か月超 278円/月
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に算定。	2,746円	275円 / 月
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3か月以内。	1,118円	112円 / 日
重度療養管理加算	要介護3・4・5かつ厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理が必要な場合に算定。	1,017円	102円 / 日
サービス提供体制加算Ⅱ	介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定。	183円	19円 / 日
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算。	406円	41円 / 月
退院時共同指導加算	リハビリテーションを実施する事業所の理学療法士などが医療機関の退院前のカンファレンスに参加し、共同指導を行った時に算定。	6,102円	610円 / 月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の資質向上の取り組みを行っている場合に算定。	※1	

### ※1 介護職処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の算定方法は「介護報酬の総単位数に8.6%を乗じた単位数」となっており、個々に違った単位数や自己負担額になります。

## 3. その他の料金 (介護保険の適用はありません)

名称		金額(単価)
食材料費	1回あたり	730円
クラブ費	1回あたり	700円
延長サービス費	30分あたり	360円
紙パンツ代	1枚あたり	120円
尿パット代	1枚あたり	50円

☆クラブ費とは・・・フラワーアレンジメントにご参加頂く場合のみ必要となる料金です。

☆延長サービスとは・・・営業時間終了後、30分単位で最長1時間30分まで延長し、利用者の見守りをするサービス費です。